

## 大陸棚延長

去る4月、ニューヨーク時間26日、国連の大陸棚限界委員会（CLCS: Commission on the Limits of the Continental Shelf）は、日本政府が2008年の11月に提出した200海里を超える大陸棚の延長申請に対する勧告（Recommendation）を発出した。勧告の詳細については明らかになっていないが、外務省によると、日本政府が申請した7つの海域の内、6海域で大陸棚の延長が認められ、残る1海域については勧告の先送りとなったようである。日本の海洋権益に係る一大事であり、現在判明している範囲において、その概要を記したいと思う。

### （大陸棚限界委員会）

国連海洋法条約による大陸棚は、排他的経済水域（EEZ）と同様、基本的には領海基線から200海里までの海底とされるが、大陸棚の縁辺部が200海里を超えて延びている場合には、その情報を大陸棚限界委員会に提出し、同委員会の勧告を得ることにより大陸棚の延長を設定できるとされている。大陸棚限界委員会は、飽くまで「科学的・技術的ガイドライン」に従い、沿岸国の申請が国連海洋法条約に規定されている「大陸棚の定義」を満たしているか否かを検討し勧告を行うのであり、沿岸国同士の境界画定やその他の紛争については検討の対象とはならない。しかしながら、同委員会の勧告に基づき沿岸国が設定した大陸棚の限界は、「最終的なもの」とされ、かつ「拘束力を有する」のである。（国連海洋法条約第76条8）

委員会の委員は、国連海洋法条約の締約国会議で選出された21名の地質学、地球物理学、水路学の専門家により構成され、各国が提出した申請は、7名の委員から成る小委員会で審査される。我国は、第1期の選挙から候補者を擁立し委員を輩出しており、現在の委員は、東京大学大学院理学系研究科教授の浦辺徹郎氏である。

### （我国の申請）

大陸棚の延長申請は、自国において国連海洋法条約の効力が生じた時から10年以内に行うものとされ、2001年12月に、ロシアが最初の申請を行ったことを皮切りに、本年4月12日の時点で、57件の申請が提出されている。その内、大陸棚限界委員会から沿岸国に勧告が出されたのは、今回の我国に対するもので15件目である。

2008年に我国が申請した大陸棚の延長海域は、以下の7海域、約74万k㎡であった。（別紙）

1. 九州ーパラオ海嶺南部海域
2. 南硫黄島海域
3. 南鳥島海域
4. 茂木海山海域
5. 小笠原海台海域
6. 沖大東海嶺南方海域
7. 四国海盆海域

爾後、2009年3～4月の第23回大陸棚限界委員会で、我国代表が申請内容について説明を行い、同年8～9月の第24回委員会にて審査のための小委員会が設置された。それから約2年半の検討を経て、今回の勧告となったわけである。

### (大陸棚限界委員会の勧告)

我国に対する勧告の内容は、冒頭に述べたように、詳細が明らかになっていないが、これまで外務省が公表した事項を取り纏めると以下のとおりとなる。

- ・ 我国は、大陸棚延長申請に関する大陸棚限界委員会の勧告を受領した
- ・ 勧告の詳細については、現在精査中である
- ・ 日本が申請した7海域の内6海域について勧告が出されている
- ・ 「九州ーパラオ海嶺南部海域」については、勧告が先送りとなった

これらが、いわゆる公式見解であるが、更に、マスコミ各社の報道内容等を加え、私なりに整理をしてみたい。まず、勧告が出された6海域の内、「南鳥島海域」と「茂木海山海域」の2海域については、大陸棚の延長が認められていないようである。国連海洋法条約による「大陸棚の定義（第76条）」に合致しないと判断されたものと思われる。残りの4海域については申請が認められたわけだが、「小笠原海台海域」と「四国海盆海域」については、その大部分の海域が大陸棚として認められたのに対し、「南硫黄島海域」と「沖大東海嶺南方海域」については、一部しか延長が認められていない。特に注目すべきは、沖ノ鳥島南方の「九州ーパラオ海嶺南部海域」について勧告が先送りになったことである。先送りの理由として、一部報道では、中国と韓国が「沖ノ鳥島は『岩』であり、大陸棚の延伸は認められない」と反対していることに関連付ける向きがあるが、当該海域は、パラオ共和国が重複して大陸棚の延長を申請しているため、公平性の観点から勧告を延伸したものと思われる。

### (今後の我国の対応)

さて、今回の勧告を我国はどう評価し、今後どのように対応していくべきだろうか。我国が申請した74万k㎡の海域の内、勧告で認められたのは、その約42%に当たる31万k㎡である。これを妥当と見るか少ないとみるか。やや視点を変え、勧告が先送りされた「九州ーパラオ海嶺南部海域」の25万k㎡を除いて考えると、我国の申請海域の6割以上が認められている。これは、ある程度評価に値する結果ではないだろうか。いずれにしろ、国土面積（38万k㎡）の8割に匹敵する海域の權益が認められたのである。また、中国や韓国が「岩」だとする沖ノ鳥島を基点している「四国海盆海域」での大陸棚延長が認められたことは、大いに評価できよう。総じて言えば、大陸棚限界委員会の勧告は、「我国の海洋權益の拡充に向けた重要な一歩（外務省）」ということができる。

我国の今後の手続きであるが、まず、この勧告を受け入れるのかどうか政府が決心する必要がある。受け入れた場合、勧告に基づく大陸棚の限界線を設定し、限界線が表示された海図及び関連情報を国連及び国際海底機構事務局に寄託、両組織がその内容を公表することにより大陸棚の限界が「最終的なもの」となる。限界線の設定とは、具体的には政令で定めるのであるが、そのための受け皿は、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年法律第74号）」第二条第二号に「前号の海域（著者注：我国の基線から200海里までの海域）の外側に接する海域」は「政令で定める」と記され、準備されている。

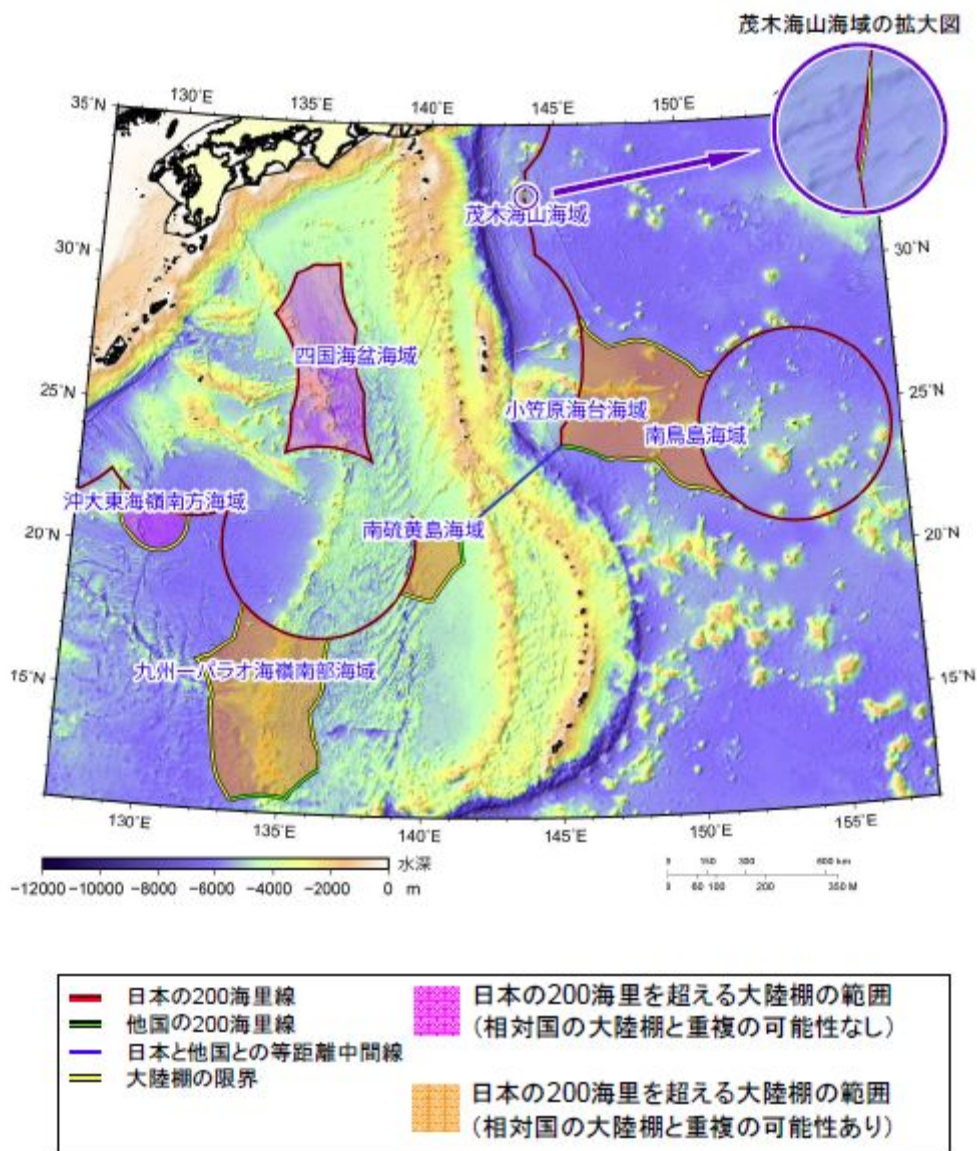
政府が勧告を受け入れない場合は、新規申請又は改定申請を再度、大陸棚限定委員会に提出することになるが、先に述べたように、今回の勧告は「ある程度評価に値する」ものであり、個人的見解ではあるが、再申請は余り得策ではないと思う。

また、勧告が先送りされた「九州ーパラオ海嶺南部海域」については、重複する海域のパラオ共和国の申請（2009年5月8日提出）に対する大陸棚限定委員会の審査状況を見ながら、我国に有利な結果となるよう外交努力を継続する必要があるだろう。

これらの最終的な結果として拡充されることになる我国の海洋権益が侵された場合、一義的には海上保安庁が対処することになるだろうが、その能力を超える場合は、当然のことながら、防衛省・海上自衛隊の行動等が求められる。政府としては、大陸棚限界線に関する政令を定めるにあたり、併せて、我国の安全保障をどう構築するのか、大局的な見地が必要となるだろう。外務省の言うように、まだ「重要な一歩」を踏み出したばかりであり、これからの措置が肝要である。（了）

別紙

## 大陸棚の限界（我国の申請海域）



オレンジ色で示す海域については、相対国の延長された大陸棚と重なる可能性があり、我が国と当該国の双方が必要に応じ、協議の上、延長された大陸棚の境界画定を行う必要があります。

出典：首相官邸ホームページ (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/CS/area.pdf>)